

## 身分制議会と立憲主義（五）

北原仁

はじめに

一 「封建制から資本主義への移行」再論

1 封建制をめぐる日本と西欧

2 「封建制から資本主義への移行」と比較憲法史

3 従来の理論の問題点（以上第一五卷第二号）

二 身分制議会と近代国家

1 身分制議会の誕生と発展

2 「軍事革命」と身分制議会

3 身分制議会の類型と國家形成（以上第一六卷一号）

三 近代国家の類型と立憲主義

1 近代国家の類型としての官僚制立憲主義——イギリス

2 パーラメントと主権

- (1) 議会主権
- (2) パーラメントの成長 (以上第一七巻第二号)
- (3) 「修正主義」歴史学と主権
- (4) 主権と國家
- (5) 主権と反逆
  - (i) カルヴィン事件と「王の二つの身体」
  - (ii) 反逆罪立法
  - (iii) ローマ法における反逆罪 (以上第一九巻第一号)
- (6) パーラメントと忠誠
  - (i) イギリスのパーラメントの特質
  - (ii) パーラメントの機能と歴史理論
- (7) 反逆罪と「王の二つの身体」
- (8) パーラメントと「古き憲法」論 (以上本号)

(6) パーラメントと歴史意識

(i) イギリスのパーラメントの特質

中世末期、身分制議会は、ヨーロッパ各地に出現したが、イギリス議会 (パーラメント=Parliament)<sup>(1)</sup> は、三つの点で大陸諸国の身分制議会と異なっていた。① パーラメントにおいては、法廷 (裁判所) と代表との役割が結びつい

ていたが（アラゴンのコルテス(las Cortes)とポーランドの国会(Sejm)という重要な例外はあるが）、他の身分制議会では別々のままだつたのである（フランスでは、全国三部会とパルルマム(Parlement)は、別々の機関であった）。②パーラメントの一院制と類似の構造をもつっていたのは、ポーランドの国会およびハンガリーとボヘミアの国会ならびにアイルランド議会だけであつた（アイルランド議会は、イギリスのモデルに基づいていた）。ヨーロッパ大陸で最も一般的な型は、貴族、高位聖職者、平民の三身分が別々集会するものであつたが、一方、イギリスでは貴族と司教（聖俗の貴族）が一院を構成しており、イギリス議会の構造は、二院制となり、大陸型の三身分の概念に調和させるがひどく困難になつたのである。③イギリスでは、臣民が苦情を申立て司法的解決をえるという手続きは、「個別法律(private bill)」の立法手続きに発展していった。ヨーロッパ大陸諸国にも苦情処理手続きが存在したが、「個別立法」手続きは、稀にしか見られない（この例外的存在として、アラゴンのコルテス、シチリアのパルラメント(Parlamento)およびスコットランドのパーラメントがあつた）<sup>(2)</sup>。

イギリスの法制史の大家ホルズワースは、一七世紀初頭までのパーラメントの発展について、次の四つの特徴を指摘している。すなわち、①16世紀中ごろには、パーラメントは、「あらゆる裁判所のうちの最高裁判所となり、この王国の大評議会」となつたこと、②中世の終わるずっとまえに、パーラメントには立法権が認められたこと、③立法権が認められたことによつて、変更できないとされる基本法概念が搖るぎ始めたこと（クックは、基本法概念を支持したように思われるかもしれないが、彼自身、パーラメントの権能は、「非常に優越したものであるから、訴訟についてであれ人についてであれ、何らの境界に留めておくことはできない」と述べている）、④大陸の法律家たちは、「法の支配」を如何なる国家機関も変更できず、法律家のみが解釈できるという意味に解したが、イギリスの法律家たちは、議会が変えることのできる法律の優越性を示すものと理解したこと、である。<sup>(3)</sup>かくして、一六世紀の終わりまでに、イギリス憲法と大陸諸国の憲法との違

いは、決定的になつた。<sup>(4)</sup>

このように、パーラメントの立法手続きは、一六世紀末に発展したが、ヨーロッパのなかではきわめて特異なものであった。<sup>(5)</sup> パーラメントの司法作用も、国王の評議会を拡大したものとして中世の起源から直接派生したが、おおまかに二つの型、つまり、一審のものと上訴審とに分類できる。両者はほぼ同時に一六二一年以降復活する。一審の司法作用は、初めて行われる事件の審理に関するものであり、各院が別個に行使することもでき、両院が合同で行使することもできた。各院は、その議員に関する特権についての事件を取り扱うことができ、その院の議員資格に関する裁判権をも有していた。この合同刑事手続きは、おもに二つの形をとつておこなわれた。すなわち、私権剥奪(attainder)と弾劾(impeachment)である。両者のうち特に弾劾裁判がよく用いられた。弾劾は、一般的な苦情を特定し報告するという庶民院の伝統的な役割から自然に成長したものである（弾劾制度は、一三六七年に登場し、幾度も用いられたが、一旦は、廃れてしまった。しかし、一六二一年に復活させられた）<sup>(6)</sup>。

ただし、弾劾制度は、国王に対抗する手段として有効であると考えられたのではなく、宮廷と枢密院における派閥争いがパーラメントに持ち込まれたというのが真相である。弾劾制度を復活させた当初のもくろみがら外れて、国王個人を攻撃せずに弾劾でもって、両院は「悪しき助言者」や「コモンウェルス」の敵を更迭しようとすることができるゆえに、弾劾制度が頻繁に用いられるようになつたのである。<sup>(7)</sup>

一六二四年四月、弾劾裁判の中で、庶民院の役割をエドワード・クック(Edward Coke)は、次のように説明している。「庶民院は、王国を代表する機関である。というのは、人民は、代表者としてパーラメントにいるからである。したがつて、国の英知とパーラメントの命令によって、庶民院は、王国の苦情に関する審問長官(the Inquisitors General)に任命されている」と。弾劾裁判を通じて、庶民院の権能は、徐々に強化されつづあつたのである。<sup>(8)</sup>

## (ii) パーラメントの権能と歴史理論

パーラメントの権能の伸張を正当化する理論は、歴史に求められた。つまり、一六世紀・一七世紀においては、過去には現在に適用できる教訓が含まれているという歴史観が広く受け入れられており、これには、過去の憲法が現在の政治制度を考える指針となるという「古き憲法(ancient constitution)」という考え方が伴っていた。この考えは、イギリスばかりでなく、広くヨーロッパ大陸諸国にも見られた。例えば、一六世紀フランスのユグノー教徒であるフランソワ・オットマノ(François Hotman)の主張は、古きフランスの憲法が宗教戦争に苦しむ当時のフランスの災いを癒す方法であるというものであった。つまり、フランス人の祖先は、君主制、貴族制および民主制という三種類が混じり合って最も良の政治形態を有していたのであるから、全国三部会が国王と主権を共有するのが憲政のあるべき姿だというのである。<sup>(9)</sup>

しかし、このような「古き憲法」によって当時の政治制度を批判する大陸の議論と異なり、イギリスにおいては、当時の政治制度が優れている理由を歴史の中に探ろうとした<sup>(10)</sup>。したがって、ジエームズ一世の時代においても、パーラメントと国王は、特に敵対関係にあったわけではなく、コモン・ローと王権神授説とが敵対していたわけではなかつた<sup>(11)</sup>。

しかしながら、この関係は、チャールズ一世の時代になると、徐々に変化し、敵対関係へと変質していった。チャールズ一世は、一六二〇年にパーラメントを解散し、一六二七年には強制借上を强行し、抵抗する者を投獄した（五人の騎士事件）が、かれらはヘイビアス・コーアス（人身保護令状）によって最終的に救済された。また、チャールズ一世は、一六三四年には船舶税を課し、抵抗するハムプデンを投獄した。(Hampden's case)。その際に、絶対主義的大権とコモン・ローとを混同した主張を行つた。つまり、彼は、「暗に国王大権が法を凌駕できるのか」という問題を立ててしまつたのである。<sup>(12)</sup>一六四〇年に召集されたパーラメントでは、この問題が討議され、船舶税に関わった裁判官に対する弾劾手続がとられることとなつた。ただし、この段階では、議員たちは、王党派と議会派に分れていたのではな

く、共通の法概念に立脚していた。一六四一年の彈劾裁判と同年の船舶税を違法とする立法によって、コモン・ローは、国王を掣肘するのに十分なのかということが問われ始めたのである。こうして、緊急事態においては、両院は、法の目的である臣民の自由と宗教を守る義務を引き受けると主張したのである。<sup>(13)</sup> つまり、船舶税問題の本当の意味は、「人民の権利(salus populi)」について基本的権利の制約が適法とされるか否かではなく、そうした危機的状況にあると決めるのは誰かという問題」だったのである。<sup>(14)</sup>

(1) パーラメントの歴史研究については、一九七〇年代初頭より、ジョン・ニール(John Neale)の解釈が正統とされていた。かれの見解は、ホイッグ史観と完全に一致しており、ヘリザーズ一世の庶民院は、権威の点でも政治的成熟性の点でも十分に成長しており、その特権と自由を守るために国土と対立しつつある制度と見做した。これに対しエルトン(Elton)やグレーヴス(Graves)のような修正派の歴史家たちは、ヘリザーズのパーラメントを中世と初期チャーチー朝議会の連続と見たのである。SMITH, David L., *The Stuart Parliaments 1603-1689*, Arnold, London, 1999, p. 7.

(2) *Ibid.*, p. 5.

(3) HOLDsworth, William Searle, *The Influence of the Legal Profession on the Growth of the English Constitution: Being the Greighton Lecture delivered on 1st December*, Scientia Verlag Aalen, Darmstadt Germany, 1977 pp. 16-7.

(4) *Ibid.*, p. 19.

(5) SMITH, *op. cit.*, p. 39.

(6) TITE, Colin C., *Impeachment and Parliamentary Judicature in Early Stuart England*, Athlone Press, Edinburgh, 1974, p. 1.

(7) SMITH, *op. cit.* p. 34-6.

(8) TITE, *op. cit.*, p. 158.

(9) 披露 「歴史と立憲主義」 駿河台法学第17巻第1号 (1991年) 170~1頁。

- (10) BURGESS, Glenn, *The Politics of the Ancient Constitution: An Introduction to English Political Thought 1603-1642*, MACMILLAN, Hampshire, 1992, p. 18.) より「歴史觀」へ「英國のイギリス法律家たるが、拒政派（ローマ派）ではなく、トマス・ローによく「古の憲法」論を援用した点が大陸と異なる所張調したのが、ピーロックであった。その後、当時のイギリスの法律家たちが本当に市民法を知らなかつたのかにつらは、「論争があり、ピーロック自身、「わたしが論じてゐるのは、①イギリスの政治言説は、大部分ジョン・ローの訓練を受けた者たちによつて長じ間行なわれてゐたからである。」②やうした人物たちは、一定の仮定から始め、『古の憲法』から論じに遷り、ある一定の議論の仕方に従つよつ長じ間訓練されてゐた、あるべからぬ」論争」や態度を軟化せざるを得ない現である（Pocock, J.G.A. *The Ancient Constitution and the Feudal Law, The Study of English Historical Thought in the Seventeenth Century*, Cambridge University Press, 1987, p. 276.）。
- (11) BURGESS, *op. cit.*, pp. 212-3.
- (12) *Ibid.*, p. 213.
- (13) *Ibid.*, p. 220-1.
- (14) ORR, D.Alan, *Treason and the State: Law, Politics and Ideology in the English Civil War*, Cambridge University Press, Cambridge, 2002, p. 43.

### (一) 「反逆罪」の概念

十七世紀中葉の闘争は、主権の正当なありかをめぐるのではなく、主権の憲法上の定義をめぐるものだった。政治議論は、歴史、慣習、ジョン・ロー、自然法、ローマ法、神の法または緊急事態への訴えから採られていた。<sup>(1)</sup> 主権概念の中心的なテーマは、公権力のあり、「國家」と個人が混合してくるあいまいな概念から国家の非人格的または「抽象的」概念への変化である。

前述のカルヴァイン事件においては、忠誠を国王個人に対する紐帶ではなく、主権者たる国王であるジェームズ二世に対する紐帶であると捉えられていた。<sup>(2)</sup>しかし、内乱は、このような忠誠概念を問い合わせることになる。パーラメントが「主権者」として登場してきたからである。すでに一六四〇年代の反逆罪を理由とする一連の裁判は、主権の揺らぎを示していた。

チャールズ一世の寵臣ストラファード(Strafford)に対する弾劾裁判は、一六四一年三月一二日に開始された。貴族院におけるジョン・ピム(John Pym)のストラファードに対する反逆罪を告発する演説の骨子は、「ストラファード伯は、その言葉、行動および助言によつて、イギリスとアイルランドの基本法を転覆し、専制的で圧制的な統治を導入しようとした」というものである。<sup>(3)</sup>ストラファードが国王自身に対する反逆行為を犯したとするのは困難なので、ピムは、王國の基本法の転覆を謀つたことを反逆行為と捉えようとしたのである。さらに、この行為は、「国王と人民との間の契約と協定に反する」とし、契約・協定は、「忠誠と保護の法的な結合、つまり、両者の誓約によつて確認された相互的な同意と協約による人的結合である。国王とその人民は、緊密な関係にあつて互いに義務を負うのである」から、「国王は、頭であり、人民は、身体である。両者を切り離せば、必ず破壊されるような結びつきなのである」。しかるに、ストラファードは、「そのアイルランド統治の全過程において、国王の誓約を破り、陛下の臣民の生命、自由および財産を害した」のであるから、その罪は重大であると、ピムは論じた。ストラファードが国王と人民の間にたつて、「生命、自由および財産を害」すること自体が、国王の誓約を破る行為であつて、反逆罪に値するというのである。ただし、ストラファードは、結局、弾劾ではなく、「私権剥奪」手続によつて裁かれ、死刑に処せられた。

一方、国王も、一六四二年一月三日、庶民員のピムら五人の議員を次のような理由で弾劾した。

- ①彼らは、国王から大権を奪い、陛下の臣下たる人民の生命、自由および財産を専制的・圧制の下に置こうとし、イギリス王国の基本法と政府とを転覆しようと反逆を試みた。

②彼らは、陛下とその政府に対して誹謗中傷し、人民の愛着を遠ざけ、陛下に対する憎しみを抱かせようと反逆をくわだてた。

③彼らは、陛下が有すべき軍を陛下に背かせ、反逆の計画において、自分たちに味方するよう試みた。

④彼らは、陛下がイギリス王国に外国軍が侵入するよう招き入れ、そそのかすという反逆を試みた。

⑤彼らは、パーラメントの権利ばかりか存在そのものをも覆そうと反逆を試みた。

⑥反逆計画を遂行するために、（できうるかぎり）武力とテロルによってパーラメントがこの計画に加担し、

その目的のために、国王とパーラメントに対して暴動を実際に引き起し、懲懲し、反逆を試みた。

⑦そして、彼らは、国王に対して戦争を始めようと謀り、また、戦争始めた<sup>④</sup>。

この文書では、国王に対する誹謗中傷だけでなく、パーラメントを覆そうとしたことが罪状に挙げられている。

チャールズ一世は、翌日、議場に乗り込んで、これらの五名を逮捕しようとしたが、彼らは、すでに逃走しており、かえつてペーラメントとチャールズ一世との対立は深まつた。さらに、両者は、州代表者(lord lieutenants)を通じて軍を把握しようと争い、チャールズ一世は、指揮下にある軍をペーラメントに引き渡すことを拒否し、ヨーク(York)に引きこもつた。一方、ペーラメントは、「民兵法案」を可決し、州代表者を任命した。そして、ハル(Hull)の議会派の知事は、チャールズ一世の兵器庫の利用を拒否するにいたつた。

この問題に関して、一六四二年五月二六日、ペーラメントの両院は、次のような「諫奏」を宣言した。「君主は、王国、都市、人民、公共財、その他の物を信託されているに過ぎ」ず、「陛下は、反逆罪を犯すことのできないただ一人の者である」どころか、「陛下は、反逆罪を犯しうる唯一の者である」。というのは、「陛下は国王であるから、王国に対する反逆罪は、その身体に対するもの以上のものである。その場合、反逆罪は、人間としての陛下に対する

ものではなく、国王である人間として、王国に關係を有する者として、王国を信託されている者に対する反逆罪なのである……」<sup>(5)</sup> と。

一六四二年五月二七日、議会派は、「王の二つの身体」理論に基づいて、政治的權能としての身体は、パーラメントにとどまっていると主張した。これは、實際の身体はヨークにあろうとも、両院は、国王の政治的權能としての身體を楯にして、生身の国王と鬭うことができる」とも意味した。こうして、かれらは、gubernaculumを、つまり、王国の統治權を併呑していったのである。<sup>(6)</sup>

同年六月一日、パーラメントは、ヨークにいたチャールズ一世に対して一九の提案を示した。「一九の提案」は、パーラメントの政治的・軍事的コントロール（民兵の指揮權）ばかりでなく、国王の顧問官、大臣、裁判官宗教改革、王子の教育監督權などを含む要求を国王に突きつけた。<sup>(7)</sup> これに対して、チャールズは、同月一八日、「一九の提案に対する回答」において、次のように主張した。

「人間には、絶対王制、貴族制および民主制という三種類の統治制度があるが、この三つには、それぞれ短所と長所があるから、汝等の祖先の経験と智慧によって、これらを混合した統治制度を造り、それぞれの短所ではなく、（人間の英知の及ぶかぎり）この王国に三つ全ての長所が備わるようとした。ただし、三身分の間に均衡が保たれ、三身分が協同しつつも両側の牧草地を緑豊かな豊饒の地としつつ）独自の道を歩み、いざれかの道が水で溢れても洪水になることはない。絶対王政の病弊は、暴政であり、貴族制の病弊は、党派と分裂であり、民主制の病弊は、暴動、暴力および無秩序である。君主制の美点は、国民を一首長の下に団結させ、海外からの侵略と国内の反乱に抵抗することである。貴族制の美点は、公益のために国家の最も有能な者たちによる助言に基づく連帶である。民主制の美点は、自由、勇気および自由から生まれる勤勉である。

この王国においては、法律は、国王、貴族院および人民から選ばれた庶民院が協同して制定し、三者全てが自由な意見と個別の特権を有する。政府は、こうした法律に従つて、国王に信託されており、宣戦・講和条約締結権、叙爵権、官吏・顧問官・裁判官・城塞指揮官任命権、海外での戦争または国内での侵略または反乱をふせぐための徵兵権、没収の利益、恩赦権および類似の権利は、国王のものである。・・・」<sup>(8)</sup>と。

一六世紀・一七世紀に広く受入れられていた聖職貴族（主教）、俗人貴族および庶民という三身分構成ではなく、チャールズは、王国は、国王、貴族院、庶民院からなる「混合王制」であつて、その起源は、臣民の祖先の英知と経験に由来することを認めた。つまり、三身分構成であれば、国王は、パーラメントの頂点に立つていられたのであるが、「回答」では、国王は三身分の一要素に過ぎず、両院と同じ立場にあることを認め、国王の立場を両院に対して二対一という劣位に置いてしまつた。<sup>(9)</sup>

王党派は、宗教的、法的、歴史的伝統に基づいて、反乱に加担するものは反逆者であつて、厳罰に値すると主張していた。議会派がこれを論駁するために、「古き立憲主義」の歴史に答えを探ろうとしていたところに、チャールズ一世の不用意な「一九の提案に対する回答」が出された。これは、ジョン・コールペパー卿の手になるものであつて、王党派と議会派の双方にとって試金石となつた。<sup>(10)</sup>

議会派は、カンタベリー大司教ウィリアム・ロード(William Laud)を反逆罪によつて弾劾した。一六四〇年二月二六日、ジョン・ピムは、次のような弾劾理由を読み上げた。「ロードは、何らの制限も法の支配もなしに、この王国に專制統治を導入しようとしたが、これは、国王の身体の安全、王位の栄光に背くものであり、人民にとつて極めて破壊的なものである」だけでなく、「勝手に教会法を制定し、ペーラメントを覆し、この王国から立法権を奪おうとした」と。実際の審理は、その約四年後の一六四四年三月一二日に始まつたが、ここでも、「このイギリス王国その他の場所において、

陛下の臣民に関する聖俗の問題について、教皇の暴政的な権力を背信的なかたちで私物化し、王位の断絶、不敬、教会問題に対する国王の最高権威の廃止という反逆を日論んでいる。さらに、大司教は、国王の教会管轄権をこの王国における司教区・大司教区にあるものとして請求し、「この権限がイギリス国王に由来することも否認する」という理由で弾劾している<sup>(12)</sup>。そして、結局、ロードは有罪とされ、処刑された。

前記のストラファードの弾劾裁判では、王国の一つ（アイルランド）を奪い、国王の主権を無視して、自分の王国であるかのように支配したことが反逆に当たるとされたのに対し、ロード大司教に対する弾劾理由は、違法に主権の印を身にまとつてしまつた点が反逆罪に当たるとされたのである。内乱の勃発までには、教会の教理と規律という問題は、主権の印しての象徴的な意義を有するようになつており、その違法な所持と行使は、反逆行爲と見なされるようになつていたのである<sup>(13)</sup>。

一六四八年一二月、長期議会の長老派議員たちは、軍によつて追放され、残つた独立派が残部議会(Rump Parliament)を形成した。一六四九年一月四日、庶民院の決議「集会したパーラメントにおけるイギリスの庶民院は、人民によつて選出され、人民を代表するものであり、この国における最高権力を有する」のみならず、「パーラメントに集会した庶民院が制定するかまたは宣言するものは、すべて法的効力を有する」と<sup>(14)</sup>。一六四九年一月六日には、「チャールズ・スチュワート、イギリス国王を裁判し審理する高等裁判所を設けるパーラメント集会した庶民院の法律」が可決された。こうして、チャールズ一世は、大逆罪で裁かれることとなつたのである。

一六四九年一月二七日、裁判長のブラッドショー(Bradshaw)は、次のように述べている。

「ローマの大暴君、カリグula(Caligula)は、ローマ人民には首が一つだけあればいいと願つた。一太刀で、首を切り落とせるからである。陛下の裁判もこれに似ている。イギリス人民の身体は、パーラメントに代表されるから、簡単

にイギリスの首を切り落としたなら、滅ぼそうとできたはずである。・・・（先例としてアラゴンを引用して）アラゴンの国王が不法を行えば、大法官がこれを是正する権能を有するだけでなく、大法官は、国王の上級官であると認められ、特権が与えられ、国王の悪政を追及できた<sup>(15)</sup>。元来のローマの護民官やギリシャ国家にとつての執政官(ephori)が、周知のとおり、イギリスのパーラメントである。皇帝によつてローマは、自由を失つたかに思われても、ローマの元老院が定めた有名な裁判法があつて、大暴君ネロ(Nero)は、元老院に裁かれ、有罪とされたのである。・・・（イギリスの例として）エドワード一世、リチャード二世は、パーラメントに責任を追及され、追放・退位させられた。・・・（国王と人民との間には、契約と取引きがあるのでから）紐帯は、双務的であり、陛下が君主(the Liege Lord)であるならば、人民は、臣下(Liege Subjects)である。周知のように、『忠誠は双務的である(Ligeantia est duplex)』、いふにひいて詳述されてゐる。・・・<sup>(16)</sup>と。

次いで、チャールズ一世が「暴君、反逆者、殺人者およびイギリス共和国に対する公敵(Tyrant, a Traitor, a Murderer, and a publick Enemy)」であるとして、次のように説明する。

「陛下、われわれは、『善政を敷くがめの國王であるが、人民を抑圧する者は、暴君である(Rex est dum bene regit, tyrannus qui Populum opprimit)』と教えられてきた。・・・（反逆者という言葉について）これは、信託の破棄を想定し、意味することは、容易に認められる。そして、これは、上級者に対してなされるものと考えられる。したがつて、イギリス人民が陛下に不敬であつて、法の定義上、それについて有罪であつたとしても、もう一方の側も同じことであり、陛下が王国に対する信託を破棄したときには、陛下の上級者に対する信託も破棄したのである。陛下の信託は、王国に向けられているからである。それゆえ、信託の破棄をもつて、責任を問われるときには、陛下は、上級者によつて責任を問われるのである。・・・（殺人につい

(レ) 壁下と人民との分裂以来、犯された全ての血なまぐわい殺人が、訴追されなければならぬ……」<sup>(17)</sup>。

一六四九年三月一七日、「イギリスおよびアイルランド並びにそれらに付属する領土における国王職を廃止する法律」を可決した。これは、次のように述べ。「……本ペーラメントおよびその権威により、全てのイギリスおよびアイルランドの人民は、……前記国王の問題と子孫または国王の下での主張に負うべからざるある忠義、敬意および忠誠から免れるものとする」<sup>(18)</sup>。

最早、王の「」への身体の理論といとなり、政体と国王の身体と繋がりあは切断された。これは、全人民が「団体(universitas)」つまり單一で抽象的な法人格」を形成するという意味での抽象的な国家を意味する<sup>(19)</sup>。

- (一) ORR, *op. cit.*, p. 207,
- (二) 増補「身分制議会と立憲主義(国)」叢書収集(第十九巻第1部)100年) 18頁。
- (三) "The Speech or Declaration of John Pym M, Esquire," *The Struggle for Sovereignty: Seventeenth-Century English Political Tracts*, V. I, Liberty Fund, Indianapolis, 1999, pp.130-8; Cf. *A Complete Collection of State Trials*, I, 3rd ed., 1742, pp. 723-30.
- (四) "The Impeachment of the Five Members, 3 January 1642," KENYON, J. P., *The Stuart Constitution*, 2nd ed., 1986, Cambridge University Press, pp. 227-8.
- (五) "Remonstrance of both Houses, in answer to the King's Declaration [of 7 May] concerning Hull, 26 May 26," KENYON, *op. cit.*, p. 222.
- (六) G.C. Weston & J.R. Greenberg, *Subjects and Sovereigns: The Grand Controversy over Legal Sovereignty in Stuart England*, Cambridge University Press, 1981, p. 47.
- (七) "The Nineteen Propositions, 1 June 1642," KENYON, *op. cit.*, pp. 222-6.

(∞) "The King's Answer to the Nineteen Propositions, 18 June 1642," KENYON, *op. cit.*, pp. 18-9.

(σ) GREENBERG, Janelle, *The Radical Face of Ancient Constitution: St Edward "Laws" in Early modern Political Thought*, Cambridge University Press, 2001, p. 194-5.

(10) *Ibid.*, p. 193.

(11) *State Trials*, *cit.*, pp. 826-7.

(12) ORR, *op. cit.*, p. 131.

(13) *Ibid.*, p. 139.

(14) "Commons' Resolution, 4 January 1649," KENYON, *op. cit.*, p. 292.

(15) 素権・福報「國王の権利と義務」、17世紀英國の慣習。

(16) *State trials*, *cit.*, pp. 994-5.

(17) *Ibid.*, p. 995.

(18) "An Act for the abolishing the kingly office in England and Ireland, and the dominions thereunto belonging, 17 March 1649" KENYON, *op. cit.*, p. 306.

(19) ORR, *op. cit.*, pp. 171-2.

### (∞) ペーリッシュ 「王室憲法」 意

ペーリッシュの順進派は、「王室憲法」を援用して、ペーリッシュによる統治を止めようとした。その最も重要なのが、エドワード・コンフェスティス(即義王) (1002?-66) の「Leges Edwardi Confessoris」『憲法權手

続(Modus tenendi Parliamentum)』および『裁判官の鏡(Mirror of Justices)』の権威である。彼らは、エドワード懲悔王の法第一七章の規定に依拠して、「国王は、・・・至高の王の代理であつて、そのために地位があるのである。すなわち、国王が主の王国と人民とを支配し、とりわけ、聖なる教会を悪人たちから守り、悪党を滅ぼし、根絶するために」存在するという文言を援用し、国王が義務を果さない場合には、「国王の名前そのものを失う」と論じたのである。<sup>(1)</sup> わらには、『ペーラメント開催手続』と『裁判官の鏡』をも援用して、ウィリアム征服王以前のサクソン人のイギリスとスチュワート王朝との連續性を主張し、国王は、ペーラメントと人民に従うべきだと說いた<sup>(2)</sup>。

『議開催手続』と『裁判官の鏡』の権威は、当時の古物研究の第一人者であるジョン・セルデノ(John Selden)により疑問が突きつけられ、その権威は揺らぎ始めてはいたが、長期議会は、エドワード懲悔王の法第一七章を「王の二つの身体」論によって解釈し、ペーラメント主権と両院の権利を主張し、国王抜きで立法が可能であると主張したのである<sup>(3)</sup>。

ただし、「王の二つの身体」論には、難点があった。一四世紀エドワード一世を支持するディスペンサー父子が国王個人よりも王位を支持するという「王の二つの身体」に類する主張をし、父子は、結局処刑され、このような主張は、反逆行為とされたからである<sup>(4)</sup>。そこで、長期議会は、イエズス会とカルバン派の暴君論、すなわち、臣民は、暴君に対しても忠誠義務を負わないとする説を援用した。議会派は、国王自らがペーラメント捨てたのであるから、チャールズ一世は、暴君となつたというのである<sup>(5)</sup>。

長老派教会の牧師のチャールズ・ハール(Charles Herle, 1598-1659)は、次のように主張した。イギリスの政体は、国王、貴族院および貴族院から構成される協調的・混合君主制(a Coordinative, and mixed Monarchy)であるから、

パーラメントと国王は上下関係にあるのではない。この「身分混合の目的は、安全(safety)であり、国家が急迫した危険(imminence of danger)にある」とあり、国王が立法に対し拒否権を行使しても、「協調的・混合君主制においては、一つが拒否しても、他者は、その義務を免れるわけではなく」、安全を維持しなければならない、というのである。<sup>(6)</sup>また、「国王は、政治的権能と自然的権能という二重の権能を有し、国王としての政治的権能において、国土と王国を守るために、戦いが行われるのであるから、統治すべき王国と統治手段である法がないのなら、国王はいつたい何者なのだろうか。したがって、法の示すところによれば、国王は、王国またはパーラメントつまり王国の代表機関と切り離すこととはできない（身体もこの機関からそんなにはなれてはならないが）。そして、人としての国王の自然的権能において、その権能としての国王に対して戦いが行われているのではなく、国王が安全にパーラメントとともにいるようにお願いしているのである」と説明している。<sup>(7)</sup>

特に、『パーラメント開催手続』の「序文」には、「……イギリス国王とそのイギリス人の議会がエセルレッド王の子、エドワード王の治世にどのように開催のされたかについて述べる。」の手続は、王国の名士たちによって、ウェーリアム、ノルマンジー公、征服者にしてイギリス王の面前で、征服王自ら命じて、朗読されており、征服王自らが承認したものであった。……」と謳われていた。<sup>(8)</sup>

『パーラメント開催手続』は、エドワード一世(1284-1327)の治世において、エドワード一世の敵側が下院の構成員を拡大するために州(shires)の中流階級をもこれに含める意図をもつて編纂されたと指摘されている。<sup>(9)</sup>したがって、急進派は、『パーラメント開催手続』に自分たちに好都合な文言を見つけることができた。パーラメントは、「あらゆる重要な論点」を含み、宗教を改革し、規制し、「国王と公共の財産の維持ために」、御用金・補助金を課し、「王位継承を定め」、王室の婚姻と戦争・講和を決定でき、「公正で健全な法律を制定し、法律の施行によって君主又は

国の財産に有害を場合には、このような法律を廃止し、削除する」こともできるというのである。<sup>(10)</sup>

『裁判官の鏡』は、内乱が勃発した一六四二年に初めて印刷されたが、著者は、アーサー王の時代にまで遡る法を記していると主張していた。もちろん、今日では、それは、ずっと後の著作であろうと推測されているが、国王が臣民を害する場合には、国王も当事者であるから、裁判官になりえず、「国王、女王、王子・王女及び特任の大臣が犯したために、通常の権利が阻害されるような悪事に関する令状と訴状についてペーラメントで聴聞し、解決するようない、国王には付き人を置くべきである」と説明されていた。<sup>(11)</sup>

議会派のウイリアム・プリン(William Prynne)は、一六四二年に出版された著書において、「王国全体とこれを代表するペーラメントは、最高の権力であつて、王自身をも凌駕する」と主張した<sup>(12)</sup>。エドワード懲悔王の法第一七章における国王は、「人民の選ぶべき正しい法と慣習を確認する(corroborare justas leges & consuetudines quas vulgit elegerit)」という文言を戴冠式の誓約とを結びつけることによつて、プリンは、国王がその職務に従うと約すことは、エドワードの法だけでなく、将来ペーラメントが国王に送付する法をも遵守する<sup>(13)</sup>ことを意味すると主張した<sup>(14)</sup>。

国王の処刑によつて、残部議会は、歴史上前例のない忠誠の問題に直面した。国王も貴族院もないイギリスが出現したからである。クロムウェル政府の外国语秘書官に任命されたジョン・ミルトンは、国王が戴冠式で誓約したエドワード懲悔王の法に違背すれば、人民は、国王に対する同意を撤回すると説いた。さらに、この法だけでなく、『ペーラメント開催手続』と『裁判官の鏡』に違背した国王は、反逆罪を犯したというのである。<sup>(15)</sup>

しかしながら、急進派は、もやは旧来の歴史主義による正当化を超えて、独自の理論を主張するにいたつた。この歴史觀は、「反ノルマン主義(anti-Normanism)」、とくに「ノルマンの轭(Norman Yoke)」がその要となる。ゴート族の伝統が継続しているという通常の経験主義的見解とは対蹠的に、ノルマン人の征服は、サクソンの伝統との決裂であり、

国王、貴族、領主による封建暴政を押しつけることによって、古き自由と自由な制度をなきものにしてしまった。レ・ヴュラーの見解では、マグナ・カルタも、一部の人民へのややかな讓歩にすぎず、コモン・ロー や パーラメントでさえも、イギリス人すべての権利・自由の保障ではなく、暴政の道具にすぎないと いうのである。したがって、権利の承認を求めるには、過去にあつた権利を回復するという手法ではなく、自然法理論に訴える必要があつた。<sup>(16)</sup>

(一) GREENBERG, *op. cit.*, p. 62. 注 イギリスの議会法に関する最も古い著書が、一四世紀初期に著された『議会開催手続 (Modus Tenendi Parliamentarum)』だといわれる。中世後期の議会手続は、この『手続』の叙述とひどく異なっていたのにちがいわぬ、「『手続』は、依然として一五世紀の議員たちが利用できる参考書であつた。『手続』は、この種の利用できる唯一の著書であつたがゆえに、一六六〇年にエルシング (Henry Elsing) が『イギリスにおけるパーラメントの議会開催手続 (The Manner of Holding Parliaments in England)』が登場するまで一種の「議会手帳」として利用され続けたのである。

「パーラメント開催手続」は、一六世紀末から一七世紀初めにかけては、極めて政治的な文書として用いられるようになる。たとえば、ランバード、キャラーデン、セルデン、トワイストン (Lambarde, Camden, Selden, and Twysden) のような近代初期の学者や古物研究家たちは、ノルマン人の征服以前にパーラメントが存在したと主張した。ランバード、キャラーデン、セルデン、トワイストン (Lambarde, Camden, Selden, and Twysden) のような近代初期の学者や古物研究家たちは、ノルマン人の征服について語つゝも、サクソン時代からスコットランド朝まで基本的にコモン・ローが継続していくことを確認したのである。共訳/トマス・ジェフアソン 「合衆国上院の利用に供するための議会慣行手引 (五)」『比較法学』(第三九巻第一号1100六年)三五七頁以下参照。

- (2) Ibid., p. 71.
- (3) Ibid., p. 197.
- (4) Ibid., p. 205.
- (5) Ibid., p. 204.

- (5) "A Fuller Answer to a Treatise," *The Struggle for Sovereignty: Seventeenth-Century English Political Tracts, cit.*, p. 237.
- (6) *Ibid.*, pp. 238-9.
- (7) Pronay, Nicholas, & Taylor, John, *Parliamentary Texts of the Later Middle Ages*, Clarendon Press, Oxford, 1980, p. 67.
- (8) GREENBERG, op. cit., p. 74.
- (9) *Ibid.*, pp. 75-6.
- (10) *Ibid.*, p. 77.
- (11) *Ibid.*, p. 216.
- (12) *Ibid.*, p. 238-9.
- (13) ルーカスの文章の語をそのまま本体が政治的な意味をもつた。議会派は、elegit を未来形に翻訳するに留めた。国王の拒否権を規定したのに反し、王室派は、それを過去形に訳す「しよじ」と、国王の立法権を確認したものとした(*Ibid.*, pp. 211-2)。<sup>6</sup>  
 「人々が選ぶだるいのを(quas vulgus elegerit)」ルーカスは、チャールズ1世の戴冠の誓約を縮めたものである。ハーマーの書中第115年の同教代選法(the statute of priversors)による王室の選出だ。要点は、国王は、「人々が選ぶべし」と標題を確認する(corrobarare justas leges & consuetudines quas vulgus elegerit)。ルーカスは、この點にある。議会派の反王室派は、「vulgus」を「人々」、それは臣民の「vulgaris」に譯した(WESTON, G. C. & GREENBERG, J. R., op. cit., pp. 64-5)。
- (14) GREENBERG, op. cit., p. 220.
- (15) *Ibid.*, p. 238-40.
- (16) GREENLEAF, W.H., *Order, Empiricism and Politics: Two Traditions of English Political Thought*, Oxford University Press, London, 1964, p. 271.